

基本方針に係る市の職員からの課題について

1. アンケートに要するコストについて

市民参加の手法1 アンケート方式の留意事項・課題の欄中で次の部分に課題があると考えます。

- (1) 調査方法2について、「返信郵送料も削減されます。」とありますが、むしろ、人にかかるコストの増加の方が大きいのではないのでしょうか。
- (2) 調査方法4について、人にかかるコストも考慮する必要があります。
- (3) 調査方法5について、電話による調査は外部協力者が必要となり、調査方法6と同様に外部協力者に係る経費がかかるという欠点があります。

2. パブリックコメントに係る具体例の例示等について

「茅ヶ崎市市民参加推進のための基本方針」16ページの、第3パブリックコメントの対象の1の(5)に「その他実施機関が必要であると認めるもの」とありますが、どのようなものが対象なのかを具体的に例示しておいてもよいのではないのでしょうか。

2の(1)に「ただし、パブリックコメント手続きを実施しなかったものについては、その理由を明らかにするよう努めること」とありますが、同様に具体的に例示しておいてもよいのではないのでしょうか。

2の(3)に「計画等の策定にあたり、意見聴取の手続き等が法令により定められているもの」とありますが、意見聴取の手続き等が法令により定められている場合にあっても、それだけでは意見聴取が不足なのではと感じる事例もあります。このことから、「この指針の適用を除外する」のではなく、「この指針の適用を除外することができる」程度に止めた方が、市民の意見を少しでも多く頂くための手法の選択の自由度が増えてよいと思います。

3. ワークショップを任意とすることについて

「茅ヶ崎市市民参加推進のための基本方針」14ページの市民参加による事業の流れの図では、ワークショップ方式(手法9)をフローに乗せていますが、シンポジウム、フォーラム方式(手法6)及び公聴会、説明会(手法7)と同様に任意のフローにすべきと考えます。ワークショップ方式のメリットは承知していますが、業務を委託せざるを得ないことも多く、コストを合わせて考慮し、必須の手法とするか否かを慎重に判断する必要があるからです。

4. 電子会議室の今後について

「茅ヶ崎市市民参加推進のための基本方針」6ページの「電子会議室」については、削除してもよいのではないのでしょうか。平成15年当時はその将来性について期待するところがあったのかもしれませんが、現在においてはほとんど活用されていないし、今後もその可能性は低いものと思われます。